

## 技 術 士 登 録 申 請 書

技術士の登録を受けたいので、技術士法施行規則第15条の規定により申請します。

( フ リ ガ ナ ) 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生 ( 歳 )
本 籍 地	
現 住 所	〒 [電話番号]
第二次試験に合格した年月	
第二次試験の技術部門の名称	
第二次試験合格証番号	
自ら業務を営む ときの事務所	名 称
	所 在 地 [電話番号]
他に勤務する ときの事務所	名 称
	所 在 地 [電話番号]
技術士補の登録番号(登録者のみ記入)	第 号 ( 年 月 日 )
その他	<p>1 精神の機能の障害を有する。…………… (イ) 該当する。(ロ) 該当しない。)</p> <p>【注】 (イ)を選択する場合は、技術士の業務を適正に行うことができるかどうかを確認するために参考となる事項を記載した医師の診断書を添付すること。</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。(ロ) 該当しない。)</p> <p>3 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。(ロ) 該当しない。)</p> <p>4 技術士でないにもかかわらず技術士若しくはこれに類似する名称を使用し、又は技術士補でないにもかかわらず技術士補若しくはこれに類似する名称を使用し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。(ロ) 該当しない。)</p> <p>5 (1) 弁理士法(平成12年法律第49号)第32条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。(ロ) 該当しない。)</p> <p>(2) 測量法(昭和24年法律第188号)第52条第2号の規定により登録を消除され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。(ロ) 該当しない。)</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により免許を取り消され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。(ロ) 該当しない。)</p> <p>(4) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第42条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。(ロ) 該当しない。)</p>

私は上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓います。

令和 年 月 日

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長

殿

氏 名

(自署すること)

又 は 領 収 証 書 貼 付 欄	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>           収 入 印 紙            30,000 円            (消印しないこと。)         </p> </div>	郵便振替払込受付証明書貼付欄
		公益社団法人日本技術士会指定の郵便振替又は 郵便局及び銀行備え付けの払込用紙を使用すること。 (登録手数料 6,500 円)

備 考

- 1 氏名の欄及びその他の欄中 ( ) 内は、該当するものに○印を付けること。
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
- 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入例 1 **会社等を事務所として登録する場合** … 裏面の記入例は省略

添付書類

- ① 登録証発送用宛名ラベル ② 証明書（登録用書類 No. 2） ③ 必要に応じ、同意書（登録用書類 No. 5）  
※その他欄の 1（イ）に該当する場合は試験センターへお問い合わせください。（「技術士の新規手続き案内」8頁参照）

（ フ リ ガ ナ ） 氏 名	シヤマ ドウゲン 澁谷 道元	試験合格時と氏名が異なる場合は、 戸籍抄本を添付して下さい。	（ <input checked="" type="radio"/> 男・女）	
生 年 月 日	昭和 ■■年 ■月 ■日生		（■■歳）	
本 籍 地	東京都			
現 住 所	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂■丁目■番■号 ハチ公ヒルズ■■■号室		[電話番号] 090-■■■■-■■■■	
第二次試験に合格した年月	平成■■年 ■月			
第二次試験の技術部門の名称	上下水道部門	複数の部門（科目）を同時に登録する場合は、 すべてを併記して下さい。		
第二次試験合格証番号	第■■■■■号	不明な場合は、技術士試験センターに電話（03-3461-8827）にて、 ご照会下さい。		
自ら業務を営む ときの事務所	名 称			
	所 在 地			
他に勤務する ときの事務所	名 称	株式会社△△△△△△	他に勤務するときの事務所の欄に、 登録する事務所の名称・所在地を記入して下さい。 （支社・支店等の場合は、支社・支店等の名称まで） 証明書（登録用書類 No.2）に記入した名称・所在地と合致させて下さい。	
	所 在 地	東京都台東区東上野■丁目■番■号		[電話番号] 03-■■■■-■■■■
技術士補の登録番号（登録者のみ記入）	第■■■■■号（平成■■年 ■月 ■日）			
その他	1 精神の機能の障害を有する。……………（イ）該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。）			
	【注】（イ）を選択する場合は、技術士の業務を適正に行うことができるかどうかを確認するために参考となる事項を記載した医師の診断書を添付すること。			
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。……………（イ）該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。）			
	3 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。……………（イ）該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。）			
	4 技術士でないにもかかわらず技術士若しくはこれに類似する名称を使用し、又は技術士補でないにもかかわらず技術士補若しくはこれに類似する名称を使用し、 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。……………（イ）該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。）			
5 (1) 弁護士法（平成12年法律第49号）第32条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。……………（イ）該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。）				
(2) 測量法（昭和24年法律第188号）第52条第2号の規定により登録を消除され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。……………（イ）該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。）				
(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により免許を取り消され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。……………（イ）該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。）				
(4) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。……………（イ）該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。）				

私は上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓います。

令和 ■年 ■月 ■日

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長

会長は「寺井 和弘」です。

△△ △△ 殿

欠格条項に関する確認  
必ず○印を付けて下さい。

氏 名 澁谷 道元

ご自身で署名して下さい。

（自署すること）

記入例2 “**個人事務所**”として登録する場合 … 裏面の記入例は省略

添付書類

- ① 登録証発送用宛名ラベル ② 必要に応じ、同意書（登録用書類 No.3）  
※その他欄の1（イ）に該当する場合は試験センターへお問い合わせください。（「技術士の新規手続き案内」8頁参照）

(フリガナ)		カミヤ チョウジ 紙屋 長治	試験合格時と氏名が異なる場合は、 戸籍抄本を添付して下さい。	(男・女)
氏名				
生年月日		昭和 ■■年 ■月 ■日生		(■■歳)
本籍地		東京都		
現住所		〒105-0001 東京都港区虎ノ門■丁目■番■号 新虎ハイツ■■■号室		[電話番号] 090-■■■■-■■■■
第二次試験に合格した年月		平成■■年 ■月		
第二次試験の技術部門の名称		機械部門	複数の部門（科目）を同時に登録する場合は、 すべてを併記して下さい。	
第二次試験合格証番号		第■■■■■号	不明な場合は、技術士試験センターに電話（03-3461-8827）にて、 ご照会下さい。	
自ら業務を営む ときの事務所	名称	紙屋技術士事務所		
	所在地	東京都港区虎ノ門■丁目■番■号 新虎ハイツ■■■号室		[電話番号] 03-■■■■-■■■■
他に勤務する ときの事務所	名称		自ら業務を営むときの事務所の欄に、 個人事務所の名称・所在地を記入して下さい。 (実際に事務所を設営しない場合も含まれます。)	
	所在地			
技術士補の登録番号(登録者のみ記入)		第 ■■■■ 号 ( ■■■■ 年 ■■ 月 ■■ 日 )		
その他	1	精神の機能の障害を有する。…………… (イ) 該当する。 <input checked="" type="radio"/> 該当しない。)		
	2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。)		
	3	公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。)		
	4	技術士でないにもかかわらず技術士若しくはこれに類似する名称を使用し、又は技術士補でないにもかかわらず技術士補若しくはこれに類似する名称を使用し、 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。)		
	5	(1) 弁理士法（平成12年法律第49号）第32条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。) (2) 測量法（昭和24年法律第188号）第52条第2号の規定により登録を消除され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。) (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により免許を取り消され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。) (4) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。…………… (イ) 該当する。 <input type="radio"/> 該当しない。)		

私は上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓います。

令和 ■年 ■月 ■日

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長

会長は「寺井 和弘」です。

△△ △△ 殿

欠格条項に関する確認  
必ず○印を付けて下さい。

氏名 紙屋 長治

ご自身で署名して下さい。

(自署すること)